

地球温暖化防止実行計画の実施状況

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項（計画に基づく措置及び施策の実施状況の公表）に基づき、以下のとおり実施状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、各々の取組を実施し、計画期間である令和元年度から令和12年度までの12年間で基準年度（平成30年度）に比べて、8%削減することを目標とします。

2. 実施状況

組合の事務・事業における温室効果ガス排出量の大部分を占めるのは、廃プラスチック類の焼却及び電気の使用量です。

【基準年度比における温室効果ガスの削減量（率）】

（単位：kg-CO₂、%）

	基準年度 平成30年度	1年目 令和元年度	2年目 令和2年度	3年目 令和3年度	4年目 令和4年度		
排出量	7,330,615	7,075,880	7,355,846	6,780,488	5,806,490		
削減量	—	254,735	-25,231	550,127	1,524,125		
削減率	—	3.5	-0.3	7.5	20.8		
計画期間の削減率目標							8.0

3. 実施状況の点検

令和元年度から第1次計画に引き続き、第2次地球温暖化防止実行計画を策定し、計画期間12年間で温室効果ガスを8%削減することを目標に掲げました。

4年目となる令和4年度の削減率は、基準年度に比べて20.8%の削減となりました。温室効果ガスが削減された要因として御坊広域清掃センター基幹的設備改良工事に伴い、焼却炉を1炉で運転したことや、令和3年度の基幹的設備改良工事により、これまで使用していた機器が新しくなったことで電気使用量が削減されたこと、ごみの外部搬出を行ったことでごみの焼却量が減少したことが大きな要因となっています。また焼却ごみに含まれる廃プラスチック類の割合が減少したことも温室効果ガス減少の要因の一つです。

本計画期間中に御坊広域清掃センター基幹的設備改良工事、御坊クリーンセンター更新事業を予定しており、温室効果ガス排出量（電気使用量等）について大きな変動が予想されますが、目標達成に向け組合全体で取り組んでいきます。

本計画の推進には、職員一人ひとりの取組が重要となりますので、今後もさらに、地球温暖化防止に対する職員の意識高揚を図り、目標達成に向けた取組みを着実に進めていきます。